

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

厚年基金に係る最近のトピックス(総合基金版)

～ 平成20年10月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成21年3月



三菱UFJ信託銀行

目次

1.	<u>基金運営に関するトピックス</u>	… 2 頁
	(1) 記録突合の事務処理要領	… 3 頁
	(2) 住所情報収集およびDCマッチング拠出に係る法案提出について	… 5 頁
	(3) 設立事業所の減少に係る規約変更時の手続き	… 6 頁
	(4) 総合型DBの設立・編入	… 7 頁
	(5) 加算型移行の特例延長に係る通知改正	… 8 頁
2.	<u>財政・掛金に関するトピックス</u>	… 9 頁
	(1) 掛金引上げ猶予の新聞報道について	… 10 頁
	(2) 最低責任準備金の算出にかかる平成21年の適用利率について	… 11 頁
	(3) 平成21年度の予定利率について	… 12 頁
3.	<u>給付・事務に関するトピックス</u>	… 13 頁
	(1) 離婚分割移換金の納付に係る通知発出	… 14 頁
	(2) 厚生年金特例法に係る納付勧奨等の様式例の提示	… 15 頁
	(3) 給付設計自由度向上等	… 16 頁
4.	<u>その他の動き</u>	… 18 頁
	(1) 退職給付会計見直しの動向	… 19 頁
	(2) 退職給付会計の割引率の基準改正に伴う実務指針の改正	… 20 頁
5.	<u>【ご参考】平成20年10月～平成21年3月の年金ニュース</u>	… 21 頁

1. 基金運営に関するトピックス

1 - (1) 記録突合の事務処理要領(通知発出)

- **厚年基金の記録と国の記録との突合に係る事務処理要領が発出された。**
(通知「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について」平成21年3月9日 年企発第0309001号)

【明らかになった内容】

1. 抽出基準月

抽出基準月が連合会を通じて連絡されるので、基金はその時点での加入員記録を保存し、被保険者記録と突き合せを行う必要がある。

2. 突き合せ項目

被保険者記録と加入員記録との突き合せ項目は、基礎年金番号、生年月日、氏名、性別、異動年月日、種別、異動原因、標準報酬月額及び標準賞与額の9項目とされた。

3. 被保険者記録と加入員記録が不一致の場合の対応手順

事業主が存在する場合と存在しない場合に分けて対応手順が示された。

加入員記録を訂正することとなった場合には、事業主の訂正届の提出がない場合であっても、基金において加入員記録を訂正することが可能。なお、加入員記録が正しいと考えられる場合は証拠書類をもって社会保険事務局宛に調査依頼が可能。

4. 加入員記録の処理結果の通知

基金は、加入員記録の訂正等の処理を行った場合は、事業主及び加入員等へ処理結果を通知しなければならない。

人事記録、 給与記録、 健康保険組合の被保険者記録、 雇用保険の被保険者記録、 その他 ~ に準じる書類

1 - (1) 記録突合の事務処理要領(通知発出)

5. 地方厚生局への突き合せ結果の報告

基金は、平成22年以降毎年6月中に、前年度末時点の突き合せ人数や加入員記録の訂正人数等を集計し、管轄の地方厚生局へ報告する必要がある。

6. 加入員記録等の訂正後の取扱い

【給付の取扱い】

- ✓ 受給者の給付が減額となる場合、減額相当分を基金のプラスアルファ部分として給付することは可能。
- ✓ 給付の増額については、時効(5年)を援用せず5年以上に遡り給付を行うことが可能。
- ✓ 社会保険庁の記録がある期間は、代行部分に係る給付義務がある。ただし、基金において掛金を徴収することができなかった期間のうち、厚生年金保険被保険者期間においても厚生年金保険法第75条(時効)を適用することとされた期間にあっては、規約に定めることにより、当該期間について給付を行わないことが可能。

【掛金の取扱い】

- ✓ 加入員記録を訂正した場合は、訂正後の記録に基づき、掛金の徴収又は還付を行わなければならない。
- ✓ 掛金の徴収又は還付の時効(2年)の適用については、2年以上前の加入員期間に係る掛金であっても、当該事業主の任意により収納することは可能。

記録突合に係る 型総幹事基金様への弊社サポートの内容等につきましては、別途説明会開催(4月中～下旬)を予定しております。

1 - (2) 住所情報収集およびDCマッチング拠出に係る法案提出について

- 厚年基金、DC事業主、DB年金、が確実に給付を実施するため、支給に必要な加入者等の情報(住所情報)を企業年金連合会から収集することを可能とする法案が提出された。(平成23年4月1日施行予定)
- 併せて、DCマッチング拠出についても法案に盛り込まれ、本人拠出額は拠出限度額の範囲内かつ事業主掛金額を上回らないこととされた。

(「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律」)

【マッチング拠出限度額案(ご参考)】 「自民党の平成21年度の税制改正大綱」より (<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/seisaku-032.html>)

- ✓ 企業型DCに個人拠出掛金(マッチング拠出掛金)を導入し、全額所得控除の対象とする
- ✓ DC拠出限度額について

企業型

イ 他の企業年金がない場合 現行4.6万円/月 5.1万円/月

ロ 他の企業年金がある場合 現行2.3万円/月 2.55万円/月

個人型

企業年金が無い場合 現行1.8万円/月 2.3万円/月

1 - (3) 設立事業所の減少に係る規約変更時の手続き(通知改正)

- 設立事業所が減少する際の規約変更手続きは、「事業主の死亡および破産手続き開始に伴う解散による事業所減少」の場合は届出でよく同意も不要。
- 上記以外の事業所減少についても、「特別掛金の納入告知を行わない場合」は「届出」でよく「同意」も不要とされた。

(改正対象通知「厚生年金基金の設立要件について」平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)

【設立事業所減少に係る取扱い整理】

		取扱い	一括拠出
破産手続開始等による事業所の解散		届出 1	必要 2
自主廃業による解散		届出 3	
会社合併等の会社再編による消滅 (会社内の一括適用などの再編を含む)	加入員が基金から脱退する場合	認可申請	不要
	加入員が基金に残る場合(設立事業所間の合併等)	届出	

- 1 通知改正で届出事項とされた(特別掛金の納入告知処分を行う場合も含め)
- 2 事業所減少に伴い他の事業所の掛金が増加するケースにおいて規約で定めている場合に、一括拠出が必要(厚年法第138条第5項)
- 3 特別掛金の納入告知処分を行う場合は認可申請、同意が必要

1 - (4) 総合型DBの設立・編入に係る通知発出

➤ 総合型DBの設立、既存総合型DBへの編入、実施後の指導監督に係る、地方厚生局長宛の通知が発出された。

➤ 通知の趣旨は、地方厚生局長宛に以下の周知を行うこと。

平成24年3月末の適格退職年金廃止の受皿制度の1つが総合型DB制度であることの確認
総合型DBについて相談・助言に応じることの依頼
その設立・編入等においての下図の留意点に注意すること

(通知「総合型確定給付企業年金の指導等について」平成20年12月19日年企発第1219001号)

【設立・編入等における留意点】

総合型DBの設立時	全ての事業主が設立前に実施していた各社退職給付制度と当該総合型DB制度との違いについて周知されていることを確認すること
既存の総合型DBへの編入時	編入事業主が編入前に実施していた各社退職給付制度と当該総合型DB制度との違いについて十分説明されていることを確認すること
実地監査	総合型DB制度について適正な事業運営が行われているかどうか等についてきめ細かい指導監督を行うこと

総合型DB年金制度は平成24年3月末の適年廃止に伴う移行先制度として有力な選択肢と考えられるが、適年制度は様々な相違点(休職の取扱い、資格喪失月の取扱い等々)もあり、事前に全ての事業主等に制度内容等の周知を求めたものと思われる。

1 - (5) 加算型移行の特例延長に係る通知改正

- 加算型移行に係る特例延長についての通知が改正された。

改正通知: 「厚生年金基金の設立認可について」等の一部改正及び
「厚生年金基金の財政運営について」等の特例的取扱いについて」平成17年4月19日 年発第0419002号

【特例の概要】

- ✓ 代行型基金が加算型移行する方針を代議員会で議決した場合に中脱者の連合会移換を停止する期間が、その制度変更の施行日前日または平成24年3月末まで延長された。
- ✓ 該当基金は中脱者の連合会移換を停止し、基金から給付する事が可能。

当該措置は平成17年4月から施行され当初平成19年3月末までとされていましたが、その後2年延長され、更に今回3年延長された。

2. 財政・掛金に関するトピックス

2 - (1) 掛金引上げ猶予の新聞報道について

- 厚生労働省が企業年金の財政運営ルールを一時的に緩和し掛金引上げの猶予を検討しているとの一部新聞報道等があった。

【緩和策の内容】

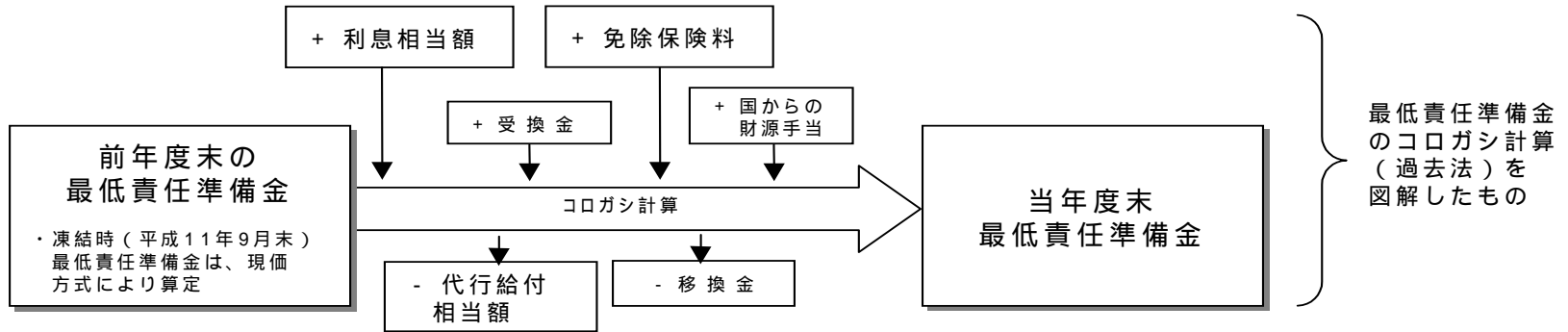
	今回検討されている緩和策	昨年の緩和通知
対象	厚生年金基金・DB年金	厚生年金基金のみ
猶予期間	1 - 2年程度	H21年4月1日までに規約変更して H22年3月まで
適用するための条件	長期の財政運営計画の策定など	引上げ後の掛金率の規約への明示

現在のところ報道以外の情報を持ち合わせておりませんが、内容確認次第、別途ご案内いたします。実際の省令等の改正については平成20年度決算結果等を踏まえてから改正するとされているようです。

2 - (2) 最低責任準備金の算出にかかる平成21年の適用利率について

- 厚生労働省より告示が発出され、平成21年1月～12月の最低責任準備金の付利率は 3.54%とされた。

【ご参考】最低責任準備金の算定方法



【ご参考】最低責任準備金の付利率の推移

適用期間	適用利率
平成17年1月～12月	4.91%
平成18年1月～12月	2.73%
平成19年1月～12月	6.82%
平成20年1月～12月	3.10%
平成21年1月～12月	3.54%

2 - (3) 平成21年度の予定利率について

➤ 平成21年度における継続基準、非継続基準の予定利率に関する告示改正が行われた。

改正対象：厚生労働省告示第96号・同第97号・同第98号

通知「厚生年金基金の予定利率の下限等について」平成9年3月31日企国発第23号

【改正内容】

- ✓ 継続基準(財政運営上)の下限予定利率：年1.5% (厚年基金、DB年金)
- ✓ 非継続基準(最低積立基準額算定) 予定利率：年2.44% (厚年基金のプラスアルファ部分、DB年金)
一定の手続きを前提に年1.952%～2.928%の範囲内で設定可能

厚年基金および基金型DB：代議員会の議決

規約型DB：被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意 (当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

【ご参考】

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(1.515%)と5年平均(1.564%)のいずれか低い率を基準に設定される。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(2.436%)を勘案して設定されている。

年度	適格年金 (下限予定利率)	厚生年金基金			確定給付企業年金	
		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
			代行部分(注) (転がし利率)	プラスアルファ部分		
H19	1.7%	1.3%	6.82%	2.20% (1.760%～2.640%)	1.3%	2.20% (1.760%～2.640%)
H20	1.6%	1.4%	3.10%	2.27% (1.816%～2.724%)	1.4%	2.27% (1.816%～2.724%)
H21	(1.5% 予定)	<u>1.5%</u>	3.54%	<u>2.44%</u> (1.952%～2.928%)	<u>1.5%</u>	<u>2.44%</u> (1.952%～2.928%)

(注) 下線部が今回明らかになった箇所。

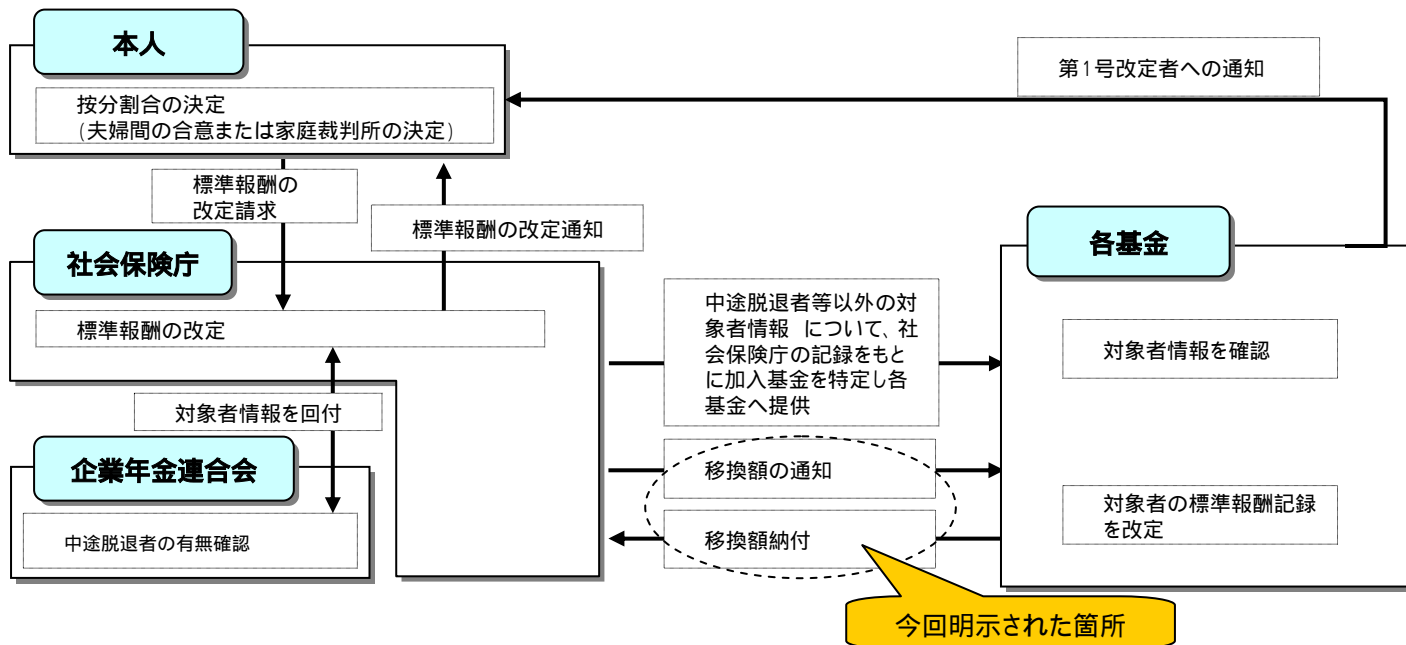
非継続基準の代行部分は各年度の4月～12月に適用される率を表記(例 H20年度：4～12月3.10%、翌1～3月 3.54%)。

3. 給付・事務に関するトピックス

3 - (1) 離婚分割移換金の納付に係る通知発出

- 離婚分割(平成19年4月施行済)における離婚分割移換金の国への納付方法等が明らかになった。
- 3月上旬に納入告知書が基金宛送付され、納入告知日から20日以内に国庫納付。
(通知「厚生年金基金からの離婚分割移換金の徴収について」平成21年2月12日年企発第0212001号)

【離婚分割の事務スキーム】



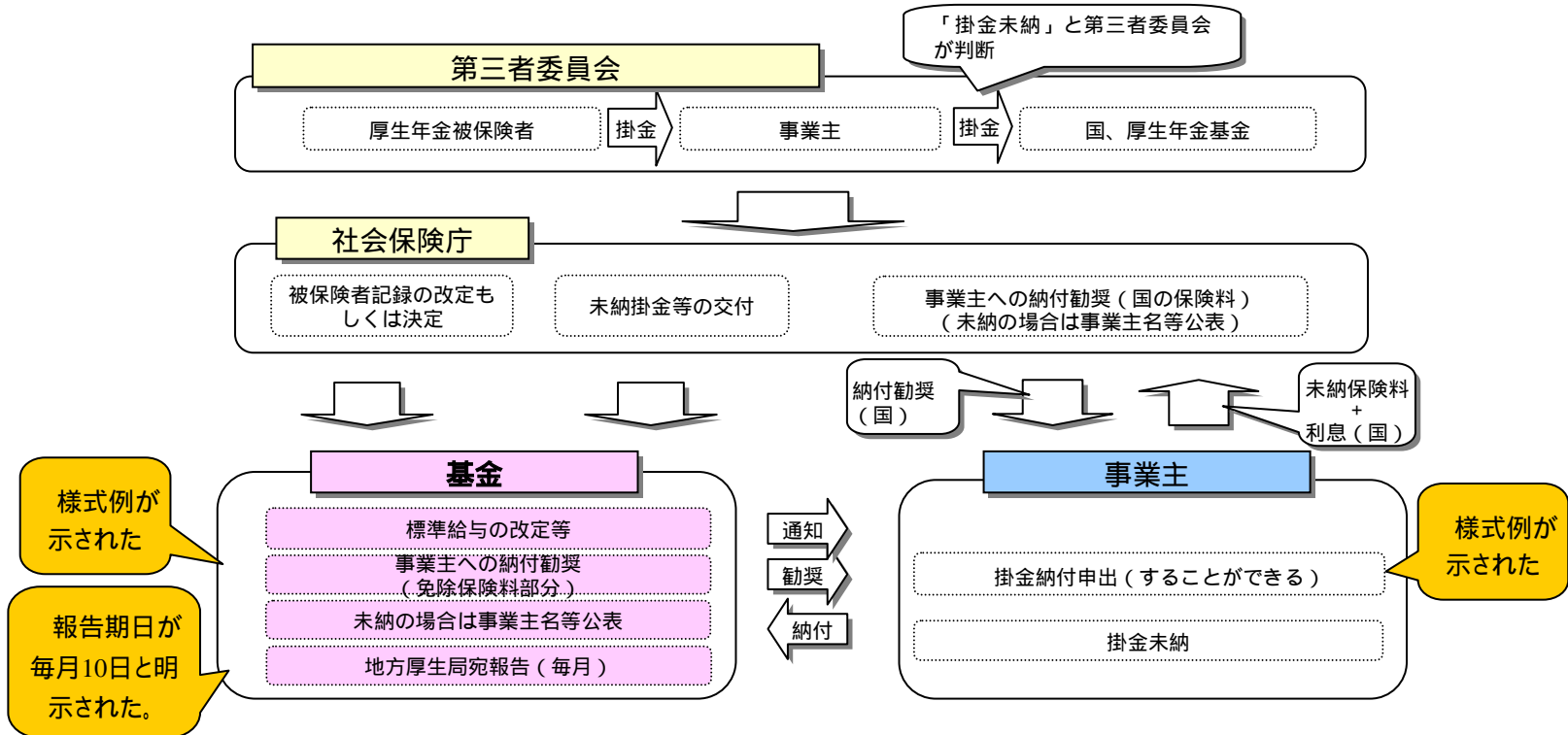
対象者情報:氏名、基礎年金番号、改定割合、婚姻期間、標準報酬額等。

3 - (2) 厚生年金特例法に係る納付勧奨等の様式例の提示 (事務連絡発出)

➤ 厚生年金特例法により特例対象者の標準給与の改定等が行なわれた場合、厚生基金は事業主に対する未納掛金等の納付勧奨や地方厚生局宛の月次状況報告が必要ですが、当該事務についての事務連絡が出状された。

事務連絡「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行の状況についての報告の提出等について」平成20年10月14日

厚生年金特例法に係る記録訂正等の流れ(以下の ~)のうち、(以下の . . . の部分)が明らかになった。



3 - (3) 給付設計自由度向上等

➤ 給付設計の自由度向上等を趣旨とする省令・通知改正が行われた。

改正対象通知：「厚生年金基金の設立要件について」平成元年3月29日 企年発第23号・年数発第4号

【早期に退職した者の給付額は有利となる等、法令の趣旨を逸脱しない範囲で以下の給付設計が可能】

1. 給付額の丈比べ(及び上下限設定)

給付額の丈比べを可能とする。また、丈比べの給付設計を用いる事で給付額自体に上下限を設けることが可能。

2. 給付額算定式の組み合わせ範囲の明確化

給付額算定式の組み合わせとして加減乗除すること、加入者期間、資格喪失事由、労働協約等に規定する職種ごとに異なる算定方法とすることが可能。

3. 給付額算定基礎の拡大

給付額算定基礎として資格喪失事由、年齢、加入者期間、学歴を用いることが可能。

但し、学歴により給付額の差を設ける場合には労働協約等により当該学歴について異なる労働条件が規定されている等の合理的理由が必要。

給付額算定期間 加入者期間となる必要がある。ただし、端数処理の結果、給付額算定期間 > 加入者期間となる事は可。

3 - (3) 給付設計自由度向上等

4. CB(キャッシュバランスプラン)の弾力化

CB再評価率について加入者期間ごとに異なる再評価率を用いること等が可能。

また、最低保証額を指標連動させる事について、以下を要件として可能と明示された。(従来の指導内容と同様の内容)

指標をあらかじめ規約に定めること

具体的にどのような改定が起こり得るかについて裁定時に受給権者に十分説明すること

全部又は一部を一時金受給できるよう規約に定めること

については裁定時に受給者に十分説明することとされた。(従来は同意が必要とされていた。)

5. 額改定の弾力化

給付の額改定において「別の算定式による給付額へ改定すること」、「一定年齢で改定すること」、「支給開始後の期間を通算して改定すること」が可能。

6. 繰下利率の弾力化

支給開始までの繰下げ乗率について「資格喪失事由」、「資格喪失年齢」、「加入者期間」、「職種」、「繰下期間中の年齢」等により差を設けることが可能。

7. 基準給与等の弾力化

1.5倍を超えるポイント格差を設けること等が可能。(但しポイント格差が過大ではないことが必要)

8. 休職期間等の取扱い明確化

休職等の期間が退職金の算定基礎から除外されている場合等、合理的な理由がある場合には加入者としないうこと等が可能。

9. その他

給付設計等に用いる予定利率および予定死亡率について、従来からの取扱いが明示された。

給付設計上用いた予定死亡率は、給付設計変更の際にも従前のままとすることが可。

4. その他の動き

4 - (1) 退職給付会計見直しの動向 (複数事業主向け)

- 平成23年を目処に国内基準の見直しを行うにあたり検討項目を絞るため、企業会計基準委員会が「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」を公表した。
- 検討項目の一つである複数事業主制度の会計処理と開示については検討項目に取り上げるかどうか引き続き検討するとされた。

(ご参考) 現状の基準

論点整理の本文は(財)財務会計基準機構のHP参照 <http://www.asb.or.jp/>

	現行基準		
	日本基準	国際会計基準	米国基準
共通支配下の複数企業による制度	両者区分せず「複数事業主制度」とする 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合には例外処理(要拠出額=費用)を行う	複数事業主制度(Multiemployer plans)の範囲から除外 連結ベースでは給付建ての会計処理 子会社の個別決算では会計上の費用負担について企業間で合意等がある場合 給付建ての会計処理 合意等がない場合 掛金建ての会計処理	連結ベースでは給付建ての会計処理 子会社の個別決算は掛金建ての会計処理
共通支配下でない複数企業による制度		給付建ての会計処理 十分な情報を入手できないときには、掛金建ての会計処理	掛金建ての会計処理 (要拠出額=費用)

実務指針等を踏まえ、通常は次の取扱いが多いと思われる
 ・親子会社による制度 各社の年金資産を計算して原則法と同じ処理
 ・総合型基金 例外処理として要拠出額を費用処理

IASBの1月会議で、米国基準との整合性の議論あり

- ✓ 日本基準の連結決算上の会計処理・開示は国際会計基準と概ね同様
- ✓ 個別決算の取扱いで相違する場合もある

複数事業主制度に係る開示項目

項目	現行基準		
	日本基準	国際会計基準	米国基準
複数事業主制度に係る開示項目	制度全体の積立状況 掛金の自社割合 等	十分な情報を入手できない理由 制度の剰余金または欠損金の情報 等	制度への拠出額

4 - (2) 退職給付会計の割引率の基準改正に伴う実務指針の改正

- 割引率について、過去の利回りを考慮して決定することができる旨の記述の削除され、期末における利回りである点が明示された。
- 合理的な補正 であれば適用可能と考えられる記述が追加された。
- 適用時期は平成21年4月1日以後開始する事業年度の年度末から。(早期適用可能)
(「会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正について」
「退職給付会計に関するQ&A」の改正について」(平成21年2月17日))

一般に事前のデータを基に退職給付債務が計算されるため、割引率のみ異なる複数の計算結果を準備し期末日における実際の割引率による計算結果を求める方法について、それが合理的な補正方法であれば適用可能であることが示されています。

退職給付に係る会計基準注解 安全性の高い長期の債券について

割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、**期末における**長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。~~なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。~~

「期末」を明記

なお書き部分の削除

(ご参考)国債の応募者利回りの推移

	10年国債		20年国債	
	当月	5年平均	当月	5年平均
2004年3月	1.309	1.372	1.931	2.063
2005年3月	1.504	1.337	2.063	1.974
2006年3月	1.622	1.289	2.075	1.928
2007年3月	1.666	1.390	2.050	1.964
2008年3月	1.371	1.490	2.144	2.026

5年平均は、4月～翌年3月の年度平均ベース

5. 【ご参考】平成20年10月～平成21年3月の年金ニュース

平成20年10月～12月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成20年10月	・厚生年金特例法に係る納付勧奨等の様式例の提示等(事務連絡発出)【厚年】 (No.125)				
平成20年11月	・遺族・障害給付の設計に係る緩和措置についての意見募集開始(省令・通知改正)【厚年、DB】 (No.126)				
	・DB・厚年基金の給付設計自由度向上等(意見募集開始)【厚年、DB】 (No.127)				
	・遺族・障害給付の設計に係る緩和措置について(DB政令公布)【厚年、DB】 (No.128)				
平成20年12月	・遺族・障害給付の設計に係る緩和措置について(省令通知改正)【厚年、DB】 (No.129)				
	・規約変更時の緩和措置等に係る省令通知改正(DB、DC、厚年)【厚年、DB、DC】 (No.130)				
	・退職給付会計の割引率改正に関連する実務指針案等の公表【厚年、DB、適格年金、退職金】 (No.131)				
	・DCマッチング拠出、拠出限度額引上げの方向性について(自民党の税制改正大綱)【DC】 (No.132)				
	総合型DBに係る行政対応についての通知発出【厚年、DB、適格年金】 (No.133)				
	・最低責任準備金の算出に平成21年の適用利率について【厚年】 (No.134)				

…主に単独・連合向けのトピックスであるため、当資料での解説は割愛しました。

平成21年1月～3月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年1月	・設立事業所の減少に係る「相談事例」の発出(厚年) 【厚年】 (No.135)				
	・退職給付会計の見直しに関する論点整理の公表【厚年、DB、適格年金、退職金】 (No.136)				
平成21年2月	・掛金引上げ猶予の方針(厚年・DB)【厚年、DB】 (No.137)				
	・離婚分割移換金の納付に係る通知発出(厚年)【厚年】 (No.138)				
	・加算型移行の特例延長に係る意見募集開始(厚年) 【厚年】 (No.139)				
平成21年3月	・退職給付会計の割引率の基準改正に伴う実務指針の改正【厚年、DB、適格年金、退職金】 (No.140)				
	・DB・厚年基金の給付設計自由度向上等(省令通知改正)【厚年、DB】 (No.141)				
	・記録突合の事務処理要領(通知発出)【厚年】 (No.142)				
	・DCマッチング拠出等の法案提出(DC、DB、厚年)【厚年、DB、その他】 (No.143)				
	・設立事業所の減少に係る「相談事例」の行政回答(厚年)【厚年】 (No.144)				
	・平成21年度の予定利率について【厚年・DB】 (No.145)				

平成21年1月～3月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年3月	・加算型移行の特例延長に係る通知改正(厚年)【厚年】 (No.146)				
	・本人申出による記録訂正の事務処理について(厚年・通知発出)【厚年】 (No.147)				

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00～17:00(土日・祝日除く))